

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 4 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 17 日

令和 6 年度 第 4 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 17 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 19 号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 議案第 21 号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
8. 議案第 22 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
9. 報告第 4 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6		欠	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0		欠
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

6番 千 葉 肇 委員
20番 丹 波 賢太郎 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌 々 子
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は22名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第4回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 7番 佐藤 仁 委員 8番 高橋正也 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は13件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「3番」は、横手地域局管内からの申請です。「1番」、「2番」、「3番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「4番」から「7番」は、増田地域局管内からの申請です。「4番」は、農業廃止のため後継者へ農地を贈与するものです。議案書3ページをご覧ください。「5番」は、合作地を贈与するものです。「6番」は、親族間で農地を贈与するものです。「7番」は、農業廃止のため知人へ農地を贈与するものです。 「8番」から「11番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「8番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書4ページをご覧ください。「9番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「10番」、「11番」は、自作地相互の交換をするものです。 「12番」は、大森地域局管内からの申請です。「12番」は、経営縮小のため知人へ農地を贈与するものです。議案書5ページをご覧ください。「13番」は、山内地域局管内からの申請です。「13番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号1番から13番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)

議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 16 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 16 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。■■■■地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域である「第 3 種農地」が大部分を占めますが、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である「第 1 種農地」が一部含まれる土地になります。 事業概要です。申請者は現在アパート住まいをしており、申請地に通い農作業を行っていますが、作業効率を高めるために申請地の隣地にある宅地と併せて住宅を新築し、その通路と雪捨て場を確保しようとするものです。 土地概要です。申請地は「市役所■■■■庁舎」から北西約 800m に位置しており、登記地目は「田」、現況地目は「田」となっております。隣接地の状況は、北側は田及び宅地、東側は田及び農道、南側は国道、西側は田となっています。 資金計画です。全額借入資金で対応予定であり、金融機関の事前審査結果回答書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下させる計画です。 被害防除については、造成時には土留め工事を施工し、緩衝地により法面保護する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。他法令については、道路法第 24 条による道路工事施工について承認見込みであります。 申請地は「第 3 種農地」と一部「第 1 種農地」であり、本件は、申請地に隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであり、事業を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであります。更に、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えないものであることから、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号ニの不許可の例外に該当し、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許

	可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、6月4日、佐藤勇委員、佐藤和仁推進委員、佐藤秀昭推進委員、松井覚推進委員と事務局で実施しております。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	説明のありました「立地基準」に関する図面ですが、少しは改善されておりますが、まだまだ先ほど事務局が説明した内容が十分反映されている図面とはなっておりません。農業委員として資料のみで農地区分を判断することはできませんので、さらなる工夫をお願いします。 この図面に関して審査表を見ると先ほど第1種農地という話がありましたが、この用途地域と対象地の境界は分らないですが、第1種農地と第3種農地と近接しますから第2種農地ではないでしょうか。
議長	暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	会議を再開します。
事務局	第3種農地からはみ出た部分が第1種農地ではなく第2種農地ではないかとの質問でしたが、市街地に近接している区域でおおむね10ヘクタール未満であるものが第2種農地であると理解しております。本件については、市街地に近接しておりますが、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断したところです。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第17号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第17号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程4、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。■■■■地域局管内からのもので、本件は追認案件となっております。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、10 年ほど前、子の結婚を機に自宅敷地内においてカーポートを建築しましたが、一部が借り受けしている農地であることに気づかずに使用してきました。この度、土地の賃貸借を終了し所有権移転しようとしたところ、違反転用状態であることが判明し、追認申請に至ったものです。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から南約 300mにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は法定外水路を挟んで田、西側は宅地、南側・東側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応済みとなっております。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下、地下浸透させる計画です。

被害防除については、敷地境界に緩衝地を設けており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、山城水系土地改良区からさしつかえない旨の内容で交付されています。他法令については、特にありません。

申請地は「第 1 種農地」ですが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないため、農地法施行規則第 35 条第 5 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5 月 28 日、高田恵律子委員と事務局で実施しております。

なお、本人から弁明書の提出を受けておりますので、抜粋して読み上げます。『10 年ほど前、自宅敷地にカーポートを建設しました。ところがその一部が農地であることが判明したため、事後ながら転用申請いたします。今後このようなことが無いように致しますのでよろしくお願い致します。』とのことであり、反省の意思を確認しております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番

確認ですが、第 1 種農地に個人宅が建てられてその拡張ということですが、そもそもこの個人宅が集落接続かなんかで許可相当となったのでしょうか。

事務局	本事務局では確認はできておりませんが、元々ここに建てられたと思います。
16 番	先ほど 10 年前ではなくて、前からということですか。
事務局	10 年前というのはカーポートの建築が 10 年前ということです。
16 番	はい、わかりました。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 18 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 18 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 19 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。
事務局	はじめに、「整理番号 697 番」は、議席番号 23 番 堀江一彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 23 番 堀江一彦委員 一時退席)
議長	「整理番号 697 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 23 ページの「整理番号 697 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 18 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 697 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 697 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 23 番 堀江一彦委員 着席)
議長	次に、「整理番号 741 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 741 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 28 ページの「整理番号 741 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 18 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 741 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 741 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。

	(議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 636 番」から「整理番号 756 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。 議案書 16 ページの「整理番号 636 番」から議案書 17 ページの「整理番号 646 番」の 11 件は、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 6 年 8 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 議案書 17 ページの「整理番号 647 番」、「整理番号 648 番」の 2 件は、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に相対による利用権設定になります。議案書 18 ページの「整理番号 649 番」から議案書 20 ページの「整理番号 675 番」までの 27 件は、再設定が 21 件、新規設定が 6 件となっております。 続きまして、農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く議案書 21 ページの「整理番号 676 番」から議案書 29 ページの「整理番号 756 番」までの 79 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、6 月 18 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 636 番」から「整理番号 756 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 636 番」から「整理番号 756 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 19 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長	日程 6、「議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。
議長	初めに、「整理番号 39 番」、「整理番号 40 番」は、議席番号 11 番 新山武委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 11 番 新山武委員 一時退席)
議長	「整理番号 39 番」、「整理番号 40 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 32 ページになります。 「整理番号 39 番」、「整理番号 40 番」の 2 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 7 月 30 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 39 番」、「整理番号 40 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 39 番」、「整理番号 40 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 11 番 新山武委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 37 番」から「整理番号 48 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局	それではご説明いたします。議事参与の制限の案件を除く、議案書 32 ページの「整理番号 37 番」から議案書 33 ページの「整理番号 48 番」の 10 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 7 月 30 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 37 番」から「整理番号 48 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 37 番」から「整理番号 48 番」については、承認することにいたします。
議長	暫時休憩します。 (暫時休憩) 【農業振興課職員入場 着席】
議長	会議を再開します。
議長	日程 7、「議案第 21 号 横手市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。
農業振興課	議案第 21 号別紙によりご説明いたします。 今回の変更申出は、4 月 5 日までに受付した農振除外案件 2 件となっております。申出のあった 2 件について、現地調査を 5 月 16 日に実施し、市関係部局及び農業委員会事務局との協議の場である土地利用調整会議を 5 月 21 日に実施しております。また、6 月 10 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、申出案件について、「農振法第 13 条第 2

項各号の要件で審査したものであり除外を可とする」との議案内容についてご審議いただき、「異議なし」の承認をいただいていることを報告させていただきます。

それでは、各案件について説明いたします。

「申出 1」は、8,100 m²の除外です。

申出者は、横手市の中心部に位置し、また、商業施設・病院・公共施設等が近く、生活しやすい環境が整っている当該地に建築条件付売買予定地として一般住宅 27 棟分を建築、分譲する計画をしているものです。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、他の候補地では当該申請に係る事業の目的を達成することが不可であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしております。

「申出 2」は、348 m²の除外です。

申出者は、現在、妻と集合住宅で生活しておりますが、住宅の新築を検討。■■■■地区を中心に複数の候補地を検討しましたが、所有者と条件面で折り合いがつかないことや、売却意思がないこと、建築に必要な面積を確保できないことなどから、当該地に一般住宅を建設する計画であります。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしております。

協議案件は以上 2 件であります。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

農業振興課の説明がありました。

この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。

16 番

申出者 1 は、■■■■の道路を挟んだ西側のエリアでしょうか。

農業振興
課

■■■■の北側の農地で■■■■の近くで、■■■■西側の農地です。

16 番

恐らくこの位置だと思いますが、これまでにこの集団的優良農地の個別転用対応や土地改良事業、国営土地改良事業の受益地の除外など、あるいは、過去の横手市の都市計画側が用途地域を指定したいということで、これは転用ではありませんけれども都市計画と農林業との調整、いわゆる線引き調整を行ったエリアではないかと思いますが、

これらについて、やはり開発側についてのご意見を聞いた上で、やはりこの集団的に優良農地を守っていくということで、いろんなケースがありましたけれども、開発側の案件の申し出を全て退けて守ってきたというエリアだというふうに記憶しています。

今回、約 1 ヘクタール規模の大規模な農振除外ということですのでけれども、これが認められれば恐らくこのエリアはかなり蚕食されて開発して

いくというのは目に見えます。先ほどの説明で農振除外を許可することは異議なしとして適当と判断したというような説明でありましたけれども、そういうふうな会議を覆すことはできないと思いますが、私の意見としては、まず農振除外要件の代替性です。開発側の代替候補地だけでなく、審査側の示す候補地を検討することが代替性の検討としては肝要でこれを詰めれば、横手市の用途は、かなり農地が散在して残っていますので、こういうふうなところへの誘導ですとか、或いは2種、3種農地への誘導というのができるのではないかというふうに思います。

また、地域計画はまだ公表していませんが、このエリアは集積、集約というようなことで進められている大規模農家、認定農家そういう方がおられるのならば地域計画の達成に支障が生じるのではないかと。

さらに、3号要件としての集団化、効率化についてこれだけの面積を手放したら当然他の集団化、効率化に影響するのではないかというふうに思います。

冒頭で会長からの挨拶にありました改正基本法の関係で、ご承知と承知して農地の総量確保が非常に重要になってくる。来春の基本計画とその後になるのかと思いますが、場合によれば県の確保面積に対して大規模な優良農地を手放せばそれに見合う遊休農地、再生地なども求められるというようなことも考えられます。

そういうふうな点から考えますと農業振興課の方で私が申し上げた点については深く受けとめて、非常に優良な農地については保全していく方針で、また、農用地利用計画の変更を要件に照らして、そして改正基本法の流れを深く受けとめて、ご判断いただければと私の意見としては以上でございます。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長

会議を再開します。

議長

ほかにご質問等ありませんか。

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第21号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、「議案第21号」については、異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

	【農業振興課職員 退場】
議長	会議を再開します。
議長	日程 8.「議案第 22 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 22 号別紙をご覧ください。はじめに、別紙、表の左側の「No」、上から「1」、「1」とありますが、「1」、「2」と訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。 それではご説明いたします。令和 5 年度末で任期が終了となる農地利用最適化推進委員について、昨年公募したところ増田地域において定数が 2 名満たなかったため、今年の 4 月 25 日から 5 月 22 日までの 28 日間再公募を行いました。その結果、2 名から応募がありました。 これを受けまして、6 月 3 日開催の「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」にて協議し、「議案第 22 号別紙」のとおり候補者として選任したところであります。 本案件は、この 2 名を「農地利用最適化推進委員」として委嘱しようとするものです。任期につきましては、本日ご承認されますと、令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなり、6 月 25 日開催の「農地利用状況調査推進会議」の開会前に、委嘱状を交付する予定としております。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「議案第 22 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 22 号」については、承認することに決定いたします。
議長	日程 9、「報告第 4 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 37 ページをご覧ください。報告件数は全部で 3 件となっております。横手地域局管内が 1 件、増田地域局管内が 1 件、十文字地域局管内が 1 件です。 まず「1 番」についてです。 照会地は、「 地区交流センター」から西約 1.2 k m に位置していま

す。隣接地の状況は、北側・西側は市道、南側・東側は田となっています。

土地の状況です。昭和 59 年頃、申請者は農業法人の申出により土地を貸付し、借受人がライスセンターを建築して現在に至るもので、2 アール未満の建築であったため、転用許可は不要であると勘違いしたようです。現在もライスセンターとして利用されており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5 月 31 日、石山俊彦委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

調査結果は、6 月 3 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2 番」についてです。

照会地は、「 地区交流センター」から南西約 800m に位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、南側は宅地、東側・西側は農地となっています。

土地の状況です。申請地は、申請者の亡くなった父親が 60 年以上前に物置を建築し、その後さらに増築し現在に至っております。転用許可が必要であることを認識していなかったものと思われます。現在も物置小屋、通路として使用されており、農地としての利用は困難な状態であるため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5 月 2 日、千葉肇委員、千田誠治委員、内藤和洋推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5 月 9 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3 番」についてです。

照会地は、「 地域局」から北東約 500m に位置しています。隣接地の状況は、南側は水路、東側・北側・西側は申請者所有の宅地となっています。

土地の状況です。申請者は平成 7 年 3 月 16 日に自宅を新築しましたが、その際、土地の境界を誤認し、当該農地まで含めて敷地としてしまったようです。その後、この土地が農地であることを認識したため、追認申請により平成 17 年 6 月 30 日付けで第 5 条の許可を受けておりましたが、地目変更登記の手続きをしていなかったようです。申請地は水路脇の非常に狭い土地で、既に宅地と一体化しており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、5 月 10 日、佐藤吉治委員、佐々木一誠委員、伊藤亨推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5 月 13 日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第4号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第4回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
	(11時08分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年6月17日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 佐 藤 仁

署名委員 高 橋 正 也